

## 【重要】要綱改正予定のお知らせ

・生活介護・短期入所：参考資料としてご覧ください

・就労継続支援B型：令和8年9月を目途に改正予定。令和9年度申請にあたっては、

改正後の要綱を必ずご確認ください。

(令和8年7月現在)

### 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱

制 定 平成 18 年 9 月 21 日 健障施第 1565 号（局長決裁）

最近改正 令和 5 年 4 月 3 日 健障サ第 3229 号（局長決裁）

#### （趣 旨）

第 1 条 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱（以下、「本要綱」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 36 条第 1 項の規定により指定される事業者が総合支援法第 5 条に規定される生活介護（ただし共生型サービスは除く）、短期入所及び就労継続支援 B 型（総合支援法施行規則第 6 条の 10 第 1 項第 2 号で定める就労継続支援 B 型をいう。）を提供するにあたり、それらのサービスを提供する場（以下「生活介護事業所等」という。）の新設を行い、本市全体の定員数の増加に資するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

#### （新設の定義）

第 2 条 新設とは、生活介護事業所等の設置に伴い、運営のために事業所番号を新規で取得するものをいう。

#### （補助事業者等）

第 3 条 本要綱における補助事業者は、総合支援法第 79 条第 2 項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、営利法人等。以下、「社会福祉法人等」という。）とする。また本要綱第 7 条に定める募集時までには補助年度における計画的かつ確実な事業の遂行が確保できると認められる清廉潔白な法人とする。

2 応募条件については、別途「横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実施要領」にて定める。

#### （補助対象経費）

第 4 条 本要綱において、補助の対象となる経費は、生活介護事業所等の新設に要する費用のうち、別表 1 及び別表 2 に定めるものとする。ただし、初度調弁費においては、単価（税抜価格）1 万円未満は補助対象外とする。

#### （補助額の算定方法）

第 5 条 生活介護事業所等に対する補助金の交付額は、別表 3 及び別表 5 により算出するものとする。

ただし、短期入所については、空床型を対象外とする。

2 重症心身障害者受け入れにあたっての補助上限額は別表 4 により算出するものとする。

ただし、重症心身障害者の受け入れに係る加算は年間上限3施設とする。

(補助対象外)

第6条 次の各号のいずれかに該当する事業所は、補助の対象としない。

- (1) 次の要綱に基づく補助金の「交付を受けたことがある」又は「交付を受ける予定である」と判断される事業所。なお、前段の事業所に該当するか否かは、各補助金の交付決定通知書、交付確定通知書及び法人役員名簿等により確認を行う。

ア 横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型実施要綱（平成19年2月9日 健障福第3423号）

イ 横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型実施要綱（平成18年12月28日 健精第1300号）

ウ 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業への移行支援事業補助金交付要綱（平成18年7月1日 健障福第1228号）

エ 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事業への移行支援に係る借地・借家費補助金交付要綱（平成19年6月4日 健障支第708号）

オ 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱（令和3年3月10日 健障サ第3980号）

- (2) 当該年度において、同一社会福祉法人等が2件目以上として交付申請を行う事業所
- (3) 新設でない事業所、従たる事業所又は多機能型事業所の単独事業化時に事業所番号を取得した事業所、サービス変更時に事業所番号を取得した事業所、その他これらに類する事業所

2 次の条件に該当する生活介護事業所等を運営する社会福祉法人等は補助の対象としない。

- (1) 補助対象年度の前年度の2月1日時点で当該法人が運営する生活介護事業所等が、総合支援法第36条に定める指定（以下、「指定」という）を受けており、直近10月～12月の利用者数（請求者数）平均が定員の半数に満たない場合
- (2) 補助対象年度の前年度の3月1日時点で、前年度に横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実施要領6に定める内示を受けた事業所が、指定を受けていない場合
- (3) 補助対象年度の前年度の2月1日時点で、総合支援法第49条に基づく、勧告、命令を受けており、かつ指定基準違反等の改善がなされたことが確認できない場合
- (4) 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実施要領5の「補助事業者の募集に関する事項（2）応募条件」に合致しない場合
- (5) 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実施要領6の「補助事業者の審査に関する事項」により承認にならなかった場合
- (6) 補助対象年度において法人内の本市内生活介護、短期入所及び就労継続支援B型の定員数の増加が見込めない場合。なお、定員数増加の判断基準日は、補助年度の前年度の3月31日時点とする。

3 その他、本要綱の趣旨を逸脱する等、不正な手段による交付申請と認められる場合、及び法人が申請年度の前5年以内において総合支援法第50条に基づく指定取消処分を受けたことがある場合は補助の対象としない。

(募集)

第7条 募集については、別途、「横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実施要領」にて定める。

(交付申請)

第8条 補助金規則第5条第1項に規定する申請書は、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金交付申請書（第1号様式）を用いることとし、その提出期限は、市長がその都度指定する。

2 補助金の交付を受けようとする法人が、提出した交付申請書の内容を変更する場合は、横浜市障害福祉サービス事業所設置補助金変更交付申請書（第2号様式）を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第1項第3号に規定する補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画は、補助事業等に係る事業計画書及び収支予算書に含める。

4 補助金規則第5条第1項第5号に規定する市長が必要と認める申請書への記載事項は新設を行う生活介護事業所等の名称、所在地、補助事業の目的及び内容、申請額等とする。

5 補助金規則第5条第2項第2号に規定する資産及び負債に関する事項を記載した書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

6 補助金規則第5条第2項第4号に規定する補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類は、補助事業等に係る収支予算書に含める。

7 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める書類は次の各号に定める。

- (1) 本要綱第4条に該当する補助の対象となる経費に係る見積書の写し
- (2) 本要綱第16条の規定により、市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行った場合の、当該入札の結果を確認できる書類又は当該見積書の写し
- (3) 本要綱第16条の規定により、市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行った場合の、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (4) 権利取得に要する費用の記載された書類の写し
- (5) 改修か所の図面
- (6) 定款及び役員名簿
- (7) 申請年度分における事業所の新設、定員変更、廃止及び継続について分かる書類
- (8) 発行日から3か月以内の法人の登記事項証明書の写し（市内で生活介護事業所等を運営していない場合）

(交付決定通知)

第9条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定の通知は、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金交付決定通知書（第3号様式）により行う。

2 本要綱第8条第2項の規定に基づき、変更交付申請書が提出された場合の変更交付決定の通知は、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により行う。

(交付の条件)

第10条 補助金規則第7条第1項第2号の規定に基づき市長が補助事業の中止又は廃止を承認する場

合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法人が解散する場合
- (2) 補助金の交付を受けて設置する生活介護事業所等の良好な設置運営が見込まれない場合
- (3) 補助事業等に要する費用のうち、補助事業者が負担する費用の財源措置が見込まれない場合
- (4) その他やむを得ないと市長が認める場合

2 補助金規則第7条第1項第4号の規定により市長が必要と認める条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (3) やむを得ない理由により生活介護事業所等を移転するときにも、継続して使用することが可能な物品を購入すること。
- (4) 本要綱に基づき交付された補助金は、生活介護事業所等の設置以外の目的に使用しないこと。
- (5) 補助の対象となる事業所の設置等にあたり、関係法令を遵守すること。

(申請の取下げの期日)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請取下げの期日は、申請者が本要綱第9条に規定する通知を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第12条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が提出する書類は、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実績報告書(第5号様式)を用いなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により市長が必要と認める実績報告書への添付書類は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 物品検収調書(補助対象経費が初度調弁費の場合)
- (2) 工事完了検査調書(補助対象経費が改修費の場合)
- (3) 初度調弁等契約書の写し(補助対象経費が初度調弁費の場合)
- (4) 工事請負契約書の写し(補助対象経費が改修費の場合)
- (5) 建物賃貸借契約書の写し(補助対象経費が権利取得費の場合)
- (6) 契約業者決定報告書(補助対象経費が初度調弁費及び改修費であり、かつ入札を行った場合)
- (7) 補助対象経費についての実績報告時に徴収できている、全ての領収書の写し
- (8) 補助事業に係る収支決算見込書
- (9) 補助事業の完了を確認できる、写真及び施設平面図等(補助対象経費が改修費の場合)
- (10) 事業所指定書の写し

3 前項第7号に規定する領収書等は、補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき、補助事業等に係る全ての領収書等とする。ただし、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項

第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。

- 4 前項ただし書による場合であっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等についてはその全ての写しを市長に速やかに提出しなければならない。
- 5 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告への添付を省略させることができる書類は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等（本要綱第12条第4項ただし書に該当する場合に限る。）
  - (2) 補助金規則第14条第1項第3号に定める書類
  - (3) 補助金規則第24条及び本要綱第16条の規定により、市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行った場合の、当該入札の結果を確認できる書類又は当該見積書の写し（本要綱第8条第7項第2号の書類を提出した場合に限る。）
  - (4) 補助金規則第24条及び本要綱第16条の規定により、市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行った場合の、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し（本要綱第8条第7項第3号の書類を提出した場合に限る。）

（補助金額の確定通知）

第13条 補助金規則第15条に規定する補助金額確定の通知は、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金確定通知書（第6号様式）により行う。

（補助金交付の時期の例外）

第14条 補助金規則第17条に規定する市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者等の資金状況等を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ補助事業等を実施できない場合とする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

（補助金交付の請求）

第15条 補助金規則第18条第1項に規定する交付請求書は、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金請求書（第7号様式）を用いる。

（入札又は見積書の徴収）

第16条 補助金規則第24条に規定する市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収の詳細については、原則として横浜市健康福祉局監査課が定める「民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱（平成24年3月14日健監第706号。以下「契約指導要綱」という）」及び「契約の手引き」の規定により、行うこととする。なお、物品購入等の契約については、建設費等の補助の有無にかかわらず、「契約の手引き」に則るものとする。

（財産処分の制限）

第17条 本要綱に基づく補助金交付を受けた後に、生活介護事業所等の設置及び運営を中止、廃止又は

変更する場合は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分について市長と協議し、返還等の指示に従わなければならない。

- 2 補助金規則第 25 条に規定する市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械器具等については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間とする。

#### （関係書類の保存期間）

第 18 条 補助金規則第 26 条により市長が定める関係書類を保存しておかなければならない期間は、補助事業が完了する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### （暴力団の排除）

第 19 条 市長は、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例 51 号。以下「暴排条例」という。）

第 8 条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

- 2 補助金の交付を申請した社会福祉法人等（以下「申請法人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

（1） 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団。

（2） 申請法人の代表者又は役員のうち、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。

- 3 市長は、本要綱第 9 条の補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人等（以下「交付決定法人」という。）が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 4 市長は、必要に応じ申請法人又は交付決定法人が、本要綱第 19 条第 2 項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができるものとする。

- 5 前項の確認は、役員等氏名一覧表（第 8 号様式）により行うものとし、市長は申請法人又は交付決定法人に必要に応じて提出させることができるものとする。

#### （委 任）

第 20 条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

#### （消費税に係る仕入控除税額の報告）

第 21 条 補助事業者等は、補助事業が完了し、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 9 号様式）により速やかに、遅くとも

補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 補助事業者等は、市長から指示があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を横浜市に納付させる場合がある。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。  
(横浜市障害者施設分場設置費補助金要綱の廃止)
- 2 横浜市障害者施設分場設置費補助金要綱は廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日開所、移転、改修する施設から適用する。なお、平成 20 年度障害者自立支援基盤整備事業の補助対象に該当する改修工事費用は本要綱の補助対象から除くものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日開所、移転、改修する施設から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日開所、移転、改修する施設から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日開所、移転、改修する施設から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金等から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 2 年度中にヒアリング審査を受け、かつ令和 3 年度中に事業所番号を新規に取得しないサービスの新設については、令和 4 年 3 月 31 日まで補助対象とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金等から適用する。

（経過措置）

- 2 別表 1 の補助対象経費について、「設置意向調査票提出以降、事業所指定日前日を履行期限として契約したものを対象とする。」とあるが、令和 5 年度中にヒアリング審査を受け、令和 5 年度中に開所する短期入所はこの限りではない。

別表 1（第 4 条）

| 経費区分  | 補助対象経費                                                                                                                                                                   |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初度調弁費 | <p>第 4 条のうち、生活介護事業所等の利用者が使用する、又は、利用者支援に資する備品等初度設備の購入に係る経費。</p> <p>※単価 1 万円（税抜）未満は対象外とする。</p> <p>※設置意向調査票提出以降、事業所指定日前日を履行期限として契約したものを対象とする。</p>                           |
| 改修費   | <p>第 4 条のうち、生活介護事業所等として使用する建物の利用者支援に必要な、別表 2 に定めるバリアフリー改修に係る経費。</p> <p>※新築及び増築等の経費は対象外とする。</p> <p>※設置意向調査票提出以降、事業所指定日前日を履行期限として契約したものを対象とする。</p>                         |
| 権利取得費 | <p>第 4 条のうち、生活介護事業所等として賃借する建物の権利取得に係る経費（礼金・仲介手数料等）</p> <p>※退去時に貸主から返還されうる経費（敷金、保証金等）は対象外とする。ただし、賃貸借契約書に償却が明記されている額は対象とする。</p> <p>※設置意向調査票提出以降、事業所指定日前日に契約したものを対象とする。</p> |

別表 2（第 4 条）

| 改修費の補助対象                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ改修、増設</li> <li>・スロープ設置</li> <li>・手すり設置</li> <li>・扉の改修（引戸や自動ドア等への付替え）</li> <li>・段差解消</li> <li>・洗面、浴室工事</li> <li>・昇降設備</li> <li>・点字ブロック</li> </ul> |

別表 3（第 5 条）

対象サービスは、生活介護及び就労継続支援 B 型とする。

| 基準<br>人数<br>※ 1  | 補助基本額<br>(A)  | 加算額（区）※ 2<br>(B)   |               | 補助合計額<br>(A + B) | 補助額の<br>算定方法                                                         |
|------------------|---------------|--------------------|---------------|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 5 人以上<br>9 人以下   | 2, 000, 000 円 | 加算人数（※ 3） 4 人以下    | 0 円           | 2, 000, 000 円    | 別表 1 に定<br>める「補助<br>対象経費の<br>実支出額」<br>と「補助合<br>計額」のう<br>ち、少ない<br>方の額 |
|                  |               | 加算人数 5 人以上 9 人以下   | 250, 000 円    | 2, 250, 000 円    |                                                                      |
| 10 人以上<br>14 人以下 | 4, 000, 000 円 | 加算人数 4 人以下         | 0 円           | 4, 000, 000 円    |                                                                      |
|                  |               | 加算人数 5 人以上 9 人以下   | 250, 000 円    | 4, 250, 000 円    |                                                                      |
|                  |               | 加算人数 10 人以上 14 人以下 | 500, 000 円    | 4, 500, 000 円    |                                                                      |
| 15 人以上<br>19 人以下 | 6, 000, 000 円 | 加算人数 4 人以下         | 0 円           | 6, 000, 000 円    |                                                                      |
|                  |               | 加算人数 5 人以上 9 人以下   | 250, 000 円    | 6, 250, 000 円    |                                                                      |
|                  |               | 加算人数 10 人以上 14 人以下 | 500, 000 円    | 6, 500, 000 円    |                                                                      |
|                  |               | 加算人数 15 人以上 19 人以下 | 750, 000 円    | 6, 750, 000 円    |                                                                      |
| 20 人以上           | 8, 000, 000 円 | 加算人数 4 人以下         | 0 円           | 8, 000, 000 円    |                                                                      |
|                  |               | 加算人数 5 人以上 9 人以下   | 250, 000 円    | 8, 250, 000 円    |                                                                      |
|                  |               | 加算人数 10 人以上 14 人以下 | 500, 000 円    | 8, 500, 000 円    |                                                                      |
|                  |               | 加算人数 15 人以上 19 人以下 | 750, 000 円    | 8, 750, 000 円    |                                                                      |
|                  |               | 加算人数 20 人以上        | 1, 000, 000 円 | 9, 000, 000 円    |                                                                      |

※ 1 新設の場合、1 事業所番号あたりの定員数

※ 2 加算額（区）の対象は、原則、サービス種別（生活介護、及び就労継続支援 B 型）ごとの「各区支給決定者数に対する各区定員数の割合」が低いサービスとする。詳細は別途「横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実施要領」において定める。

※ 3 加算人数は、基準人数のうち、加算額（区）の対象となるサービスの定員数

別表 4（第 5 条）

|                 |     |                  |
|-----------------|-----|------------------|
| 重症心身障害者の受け入れ※ 1 | 加算額 | 4, 000, 000 円/施設 |
|-----------------|-----|------------------|

※ 1 詳細は別途「横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実施要領」において定める。

別表 5（第 5 条）

対象サービスは、短期入所とする。ただし、空床型は対象外とする。

| 基準人数           | 補助基本額       | 補助額の算定方法                                 |
|----------------|-------------|------------------------------------------|
| 5 人以上<br>9 人以下 | 2,000,000 円 | 別表 1 に定める「補助対象経費の実支出額」と「補助基本額」のうち、少ない方の額 |
| 10 人以上 14 人以下  | 4,000,000 円 |                                          |
| 15 人以上 19 人以下  | 6,000,000 円 |                                          |
| 20 人以上         | 8,000,000 円 |                                          |

## 第1号様式（第8条第1項）

年 月 日

## 年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金交付申請書

横 浜 市 長

(法人所在地)

(法人名)

(代表者職氏名)

年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱を遵守します。

1 対象事業所名及び設置場所（所在地）

対象事業所名

設置場所（所在地）

## 2 補助事業の目的及び内容

事由（新設）

サービス種別（生活介護・就労継続支援B型・短期入所【福祉型・医療型】）定員（                  名）

3 申請額 円

#### 4 添付書類

- ☐ 補助事業等に係る事業計画書（別紙１）
- ☐ 見積書の写し
- ☐ 入札の結果を確認できる書類又は２者以上の事業者からの見積書の写し
- ☐ 入札の参加者又は見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- ☐ 権利取得に要する費用の記載された書類の写し（建物を新規賃借する場合）
- ☐ 改修か所の図面（改修工事を行う場合）
- ☐ 補助事業等に係る収支予算書
- ☐ 財産目録及び貸借対照表
- ☐ 定款及び役員名簿
- ☐ 申請年度分における事業所の新設、廃止及び継続について分かる書類

5 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱第6条該当の有無

☐有（補助対象外）      ☐無（補助対象）

事務担当者 ( )

連絡先 ( )

## 別紙（１）

## 事業計画書

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地  
 (2) 施設の種類  
 (3) 事業の目的及び効果

- (4) 設置主体及び経営主体  
 (5) 通所（利用）定員

| サービス種別 | 定員 |
|--------|----|
|        | 人  |
|        | 人  |
|        | 人  |
| 合計     | 人  |

## 2 設置費に係る事業計画

- (1) 事業の目的、内容及び費用

## ア 初度調弁費

| 品目 | 数量 | 規格 | 単価 | 金額 | 購入目的及び必要理由 |
|----|----|----|----|----|------------|
|    |    |    | 円  | 円  |            |
|    |    |    | 円  | 円  |            |
|    |    |    | 円  | 円  |            |
|    |    |    | 円  | 円  |            |
|    |    |    | 円  | 円  |            |
| 合計 |    |    |    | 円  |            |

## イ 改修費

- (ア) 建物の所有関係 自己所有地 ・ 借地  
 (イ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_㎡ 、 延べ面積\_\_\_\_\_㎡  
 (ウ) 建物の構造 \_\_\_\_\_造\_\_\_\_\_階建  
 (エ) 改修内容

| 改修項目 | 改修箇所 | 金額 | 費用内訳 | (工事内容) | 改修目的及び必要理由 |
|------|------|----|------|--------|------------|
|      |      | 円  | 円    |        |            |
|      |      |    | 円    |        |            |
|      |      |    | 円    |        |            |
|      |      | 円  | 円    |        |            |
|      |      |    | 円    |        |            |

|    |  |   |   |  |  |
|----|--|---|---|--|--|
|    |  |   | 円 |  |  |
|    |  |   | 円 |  |  |
|    |  | 円 | 円 |  |  |
|    |  |   | 円 |  |  |
|    |  |   | 円 |  |  |
|    |  | 円 | 円 |  |  |
|    |  |   | 円 |  |  |
|    |  | 円 | 円 |  |  |
|    |  |   | 円 |  |  |
| 合計 |  | 円 |   |  |  |

ウ 権利取得費

| 項目（以下のいずれかに○）   | 金額 | 必要理由 |
|-----------------|----|------|
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 円  |      |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 円  |      |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 円  |      |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 円  |      |
| 合計              | 円  |      |

(2) 財源内訳

|                |   |
|----------------|---|
| ア 横浜市補助金（市負担金） | 円 |
| イ 設置者負担金       | 円 |
| ウ 合計           | 円 |

(3) 実施計画

ア 初度調弁費

| 品目 | 契約予定年月日 | 着工年月日<br>(工事を伴う場合のみ) | 変更契約予定年月日<br>(変更交付申請時のみ) | 完了(竣工)予定年月日 |
|----|---------|----------------------|--------------------------|-------------|
|    | 年 月 日   | 年 月 日                | 年 月 日                    | 年 月 日       |
|    | 年 月 日   | 年 月 日                | 年 月 日                    | 年 月 日       |
|    | 年 月 日   | 年 月 日                | 年 月 日                    | 年 月 日       |
|    | 年 月 日   | 年 月 日                | 年 月 日                    | 年 月 日       |
|    | 年 月 日   | 年 月 日                | 年 月 日                    | 年 月 日       |

イ 改修費

| 改修項目 | 契約予定年月日 | 着工年月日 | 変更契約予定年月日<br>(変更交付申請時の<br>み) | 竣工予定年月日 |
|------|---------|-------|------------------------------|---------|
|      | 年 月 日   | 年 月 日 | 年 月 日                        | 年 月 日   |
|      | 年 月 日   | 年 月 日 | 年 月 日                        | 年 月 日   |
|      | 年 月 日   | 年 月 日 | 年 月 日                        | 年 月 日   |
|      | 年 月 日   | 年 月 日 | 年 月 日                        | 年 月 日   |
|      | 年 月 日   | 年 月 日 | 年 月 日                        | 年 月 日   |

ウ 権利取得費

| 項目（以下のいずれかに○）   | 契約締結予定年月日 | 契約開始予定年月日 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 年 月 日     | 年 月 日     |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 年 月 日     | 年 月 日     |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 年 月 日     | 年 月 日     |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 年 月 日     | 年 月 日     |

第2号様式（第8条第2項）

年 月 日

年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金変更交付申請書

横 浜 市 長

（法人所在地）

（法人名）

（代表者職氏名）

年 月 日 第 号により、 年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金の交付決定を受けたところですが、次のとおり変更して交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱を遵守します。

1 対象事業所名及び設置場所（所在地）

対象事業所名

設置場所（所在地）

2 補助事業の目的及び内容

事由（新設）

サービス種別（生活介護・就労継続支援B型・短期入所【福祉型・医療型】）定員（ 名）

3 申請額 円

4 添付書類

- ☐ 補助事業等に係る事業計画書（別紙1）
- ☐ 見積書の写し
- ☐ 入札の結果を確認できる書類又は2者以上の事業者からの見積書の写し
- ☐ 入札の参加者又は見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- ☐ 権利取得に要する費用の記載された書類の写し（建物を新規賃借する場合）
- ☐ 改修か所の図面（改修工事を行う場合）
- ☐ 補助事業等に係る収支予算書
- ☐ 財産目録及び貸借対照表
- ☐ 定款及び役員名簿
- ☐ 申請年度分における事業所の新設、廃止及び継続について分かる書類

5 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱第6条該当の有無

☐有（補助対象外） ☐無（補助対象）

事務担当者（ ）

連絡先（ ）

年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金交付決定通知書

（申請者）

横 浜 市 長

年 月 日に交付申請のありました 年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金については、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱第9条に基づき、次のとおり交付決定しましたので通知します。

- 1 交付対象法人
- 2 交付対象事業所名及び設置場所（所在地）
- 3 交付決定額
- 4 交付の条件
  - (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項第1号から第3号に定める条件
  - (2) 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱第10条に定める条件
  - (3) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命じます。
    - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
    - イ 補助金等を他の用途に使用したとき。
    - ウ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
    - エ 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱第16条の規定に違反したとき。
    - オ その他法令、条例又は補助金規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。
  - (4) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱の定めに従ってください。
- 5 交付時期

実績報告書提出後に検査を行い、補助金額を確定します。その後、請求を受けて支払います。  
ただし、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱第14条に定める場合については、この限りではありません。

第 号  
年 月 日

年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金変更交付決定通知書

（申請者）

横 浜 市 長

年 月 日に申請のありました 年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金については、年 月 日 第 号で交付決定した横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金を次のとおり変更して交付決定しましたので通知します。

1 交付対象法人

2 交付対象事業所名及び設置場所（所在地）

3 交付決定額

4 交付の条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項第1号から第3号に定める条件
- (2) 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱第10条に定める条件
- (3) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命じます。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
  - イ 補助金等を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - エ 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱第16条の規定に違反したとき。
  - オ その他法令、条例又は補助金規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (4) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱の定めに従ってください。

5 交付時期

実績報告書提出後に検査を行い、補助金額を確定します。その後、請求を受けて支払います。  
ただし、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱第14条に定める場合については、この限りではありません。

年 月 日

年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実績報告書

横 浜 市 長

（法人所在地）

（法人名）

（代表者職氏名）

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金に係る実績について、次のとおり報告します。

1 対象事業所名及び設置場所（所在地）

対象事業所名

設置場所（所在地）

2 補助金の実績

| 交付決定額(A) | 精算額(B) | 差引過不足額(A-B) | 備 考 |
|----------|--------|-------------|-----|
| 円        | 円      | 円           |     |

3 添付書類

- ☐ 事業実績報告書（別紙2）
- ☐ 物品検収調書（補助対象経費が初度調弁費の場合）
- ☐ 工事完了検査調書（補助対象経費が改修費の場合）
- ☐ 初度調弁等契約書の写し（補助対象経費が初度調弁費の場合）
- ☐ 工事請負契約書の写し（補助対象経費が改修費の場合）
- ☐ 建物賃貸借契約書の写し（補助対象経費が権利取得費の場合）
- ☐ 契約業者決定報告書（補助対象経費が初度調弁費及び改修費であり、かつ入札を行った場合）
- ☐ 補助対象経費についての実績報告時に徴収できている、全ての領収書の写し
- ☐ 補助事業に係る収支決算見込書
- ☐ 補助事業の完了を確認できる、写真及び施設平面図等（補助対象経費が改修費の場合）
- ☐ 事業所指定書の写し

事務担当者（ ）

連絡先（ ）

## 別紙（２）

## 事業実績報告書

## 1 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地  
 (2) 施設の種類  
 (3) 事業の目的及び効果  
 (4) 設置主体及び経営主体  
 (5) 通所（利用）定員

| サービス種別 | 定員 |
|--------|----|
|        | 人  |
|        | 人  |
|        | 人  |
| 合計     | 人  |

## 2 設置費内訳

## ア 初度調弁費

| 品目 | 数量 | 規格 | 単価 | 金額 | 購入目的及び必要理由 |
|----|----|----|----|----|------------|
|    |    |    | 円  | 円  |            |
|    |    |    | 円  | 円  |            |
|    |    |    | 円  | 円  |            |
|    |    |    | 円  | 円  |            |
|    |    |    | 円  | 円  |            |
| 合計 |    |    |    | 円  |            |

## イ 改修費

- (ア) 建物の所有関係      自己所有地    ・    借地  
 (イ) 建物の面積      建築面積\_\_\_\_\_㎡    、    延べ面積\_\_\_\_\_㎡  
 (ウ) 建物の構造      \_\_\_\_\_造\_\_\_\_\_階建  
 (エ) 改修内容

| 改修項目 | 改修箇所 | 金額 | 費用内訳 | （工事内容） | 改修目的及び必要理由 |
|------|------|----|------|--------|------------|
|      |      | 円  | 円    |        |            |
|      |      |    | 円    |        |            |
|      |      |    | 円    |        |            |
|      |      | 円  | 円    |        |            |
|      |      |    | 円    |        |            |

|    |  |   |   |  |  |
|----|--|---|---|--|--|
|    |  |   | 円 |  |  |
|    |  |   | 円 |  |  |
|    |  | 円 | 円 |  |  |
|    |  |   | 円 |  |  |
|    |  |   | 円 |  |  |
|    |  | 円 | 円 |  |  |
|    |  |   | 円 |  |  |
|    |  | 円 | 円 |  |  |
|    |  |   | 円 |  |  |
| 合計 |  | 円 |   |  |  |

ウ 権利取得費

| 項目（以下のいずれかに○）   | 金額 | 必要理由 |
|-----------------|----|------|
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 円  |      |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 円  |      |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 円  |      |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 円  |      |
| 合計              | 円  |      |

(2) 財源内訳

|                |   |
|----------------|---|
| ア 横浜市補助金（市負担金） | 円 |
| イ 設置者負担金       | 円 |
| ウ 合計           | 円 |

(3) 実施期間

ア 初度調弁費

| 品目 | 契約年月日 | 着工年月日<br>(工事を伴う場合のみ) | 変更契約年月日<br>(変更契約時のみ) | 完了(しゅん工)年月日 |
|----|-------|----------------------|----------------------|-------------|
|    | 年 月 日 | 年 月 日                | 年 月 日                | 年 月 日       |
|    | 年 月 日 | 年 月 日                | 年 月 日                | 年 月 日       |
|    | 年 月 日 | 年 月 日                | 年 月 日                | 年 月 日       |
|    | 年 月 日 | 年 月 日                | 年 月 日                | 年 月 日       |
|    | 年 月 日 | 年 月 日                | 年 月 日                | 年 月 日       |

イ 改修費

| 改修項目 | 契約年月日 | 着工年月日 | 変更契約年月日<br>(変更契約時のみ) | しゅん工年月日 |
|------|-------|-------|----------------------|---------|
|      | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日                | 年 月 日   |
|      | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日                | 年 月 日   |
|      | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日                | 年 月 日   |
|      | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日                | 年 月 日   |
|      | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日                | 年 月 日   |

ウ 権利取得費

| 項目（以下のいずれかに○）   | 契約締結年月日 | 契約開始年月日 |
|-----------------|---------|---------|
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 年 月 日   | 年 月 日   |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 年 月 日   | 年 月 日   |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 年 月 日   | 年 月 日   |
| 礼金・仲介手数料・その他（ ） | 年 月 日   | 年 月 日   |

年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金確定通知書

（申請者）

横 浜 市 長

年 月 日に実績報告のありました 年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金については、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱第13条に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 交付対象法人
- 2 交付対象事業所名及び設置場所（所在地）
- 3 交付確定額

第7号様式（第15条）

年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金請求書

¥ . —

ただし、 年度横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金  
施設「 」分として、

上記のとおり請求します。

年 月 日

（法人所在地）  
（法人名）  
（代表者職氏名）

（請求先）

横 浜 市 長

〔業者コード — 口座枝番： 〕

|             |                 |  |
|-------------|-----------------|--|
| 振<br>込<br>先 | 銀行名・支店名         |  |
|             | （フリガナ）<br>口座名義人 |  |
|             | 口座種別            |  |
|             | 口座番号            |  |

※請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

第 8 号様式（第 19 条第 5 項）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

| 役職名 | 氏名 | 氏名のカナ | 生年月日               |     | 性別 | 住所 |
|-----|----|-------|--------------------|-----|----|----|
|     |    |       | (大正 T, 昭和 S, 平成 H) |     |    |    |
| 代表者 |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |
|     |    |       | T<br>S<br>H        | . . |    |    |

横浜市暴力団排除条例第 8 条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法 人 名  
代 表 者

(法人所在地)  
(法人名)  
(代表者職氏名)

年 月 日付 第 号により交付決定のあった下記補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 担当者 ( )  
連絡先 ( )

第9号様式 別紙1 (仕入控除税額がない場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名 \_\_\_\_\_
- 2 法人所在地 \_\_\_\_\_
- 3 代表者職氏名 \_\_\_\_\_
- 4 補助事業名 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金事業
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由  
\_\_\_\_\_

第9号様式 別紙2 (仕入控除税額がある場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名 \_\_\_\_\_

2 法人所在地 \_\_\_\_\_

3 代表者職氏名 \_\_\_\_\_

4 補助事業名 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金事業

5 補助金確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 \_\_\_\_\_ 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

| 区分                    |   | 課税仕入れ | 課税売上げ        |               |       | 非課税仕入れ | 合計 |
|-----------------------|---|-------|--------------|---------------|-------|--------|----|
|                       |   |       | 課税売上げ<br>対応分 | 非課税売上げ<br>対応分 | 共通対応分 |        |    |
| 経<br>費<br>の<br>内<br>訳 |   |       |              |               |       |        |    |
|                       |   |       |              |               |       |        |    |
|                       |   |       |              |               |       |        |    |
|                       |   |       |              |               |       |        |    |
|                       |   |       |              |               |       |        |    |
|                       | 計 |       |              |               |       |        |    |

(2) 課税売上割合 \_\_\_\_\_ %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法